

# 「總聯合」の決裂と其の前後

水 沼 辰 夫

## 一 日本社會主義同盟と無政府主義

日本社會主義同盟の成立は、漸く勃興した諸々の社會主義的勢力の一大綜合であり、一大示威であつたが、アナキズムの立場からいへば、ボルシェキズムとの妥協時代であつた。ボルシェキキたる伊井敬、高津正道等は、大杉榮等の労働運動社で手腕をふるつてゐたが、中には、その妥協に嫌らない一派もあつて、吉田一等は、社會主義同盟の講演會へ出かけて、公々然と社會主義——漸くボルシェキズム化しつゝあつたところの——を攻撃し、無政府共產主義を高調した。だが大勢は、妥協時代であつた。

そのうちに——強ひていへば社會主義同盟か禁止される前後から——その妥協にヒツカ入つて來た。至るところの研究會、座談會は「アナカボル」の論戰で渦を卷いた。

『總聯合』の決裂と其の前後 (水沼)

勞農ロシアの實狀が、段々傳へられるに従つて、それを支持しやうとするものと、非難するものとの溝は、次第に深くなつた。

又、社會主義同盟には、労働組合員が多く加入してゐたが、それ等の人々の中にもアナキズムを唱へるもの、ボルシェキズムに左袒するもの、それ〴〵あつた。が、もち論たゞ漠然と反資本主義といふものもあつた。労働組合中、全國的に名ある友愛會(後に總同盟)からは、麻生久が發起人として参加してゐたが、組合員の社會主義化については、喜ばないで、極度に警戒してゐた。

かやうな形勢の下にあつた日本社會主義同盟は、第二回大會後、大正十年六月、政府から禁止されたので、それを機として各自思ひ〴〵に志す道に向つた。機關誌『社會主義』はその年九月號まで續いたが、殆んど毎號禁止され、

發行人岩佐太郎は、新聞紙法違反に問はれた。

丁度その頃、ボルシエキ一派の裏切りの行爲によつて、大杉等と、ボルシエキ等との間の共同戦線がハッキリ断ち切られた。大杉等は、旗幟不鮮明な週刊『労働運動』第二次を廢刊し、同年十二月、陣容を新たにして第三次『労働運動』を發刊した。鮮明なアナキズムは、毎號誌上に光彩を放つた。

## 二 労働組合に於ける社會主義的傾向と『労働組合同盟會』の分裂

大正九年五月、日本に行はれた最初のメーデーを機として、東京に『労働組合同盟會』が組織された。それは、東京地方の主な組合を殆んど網羅したものである。

その中で、印刷工組合、信友會と、新聞工組合、正進會とは、アナキズムの傾向が最も強かつた。いはゆる大杉一派と傳へられた中には、信友會と正進會とに屬するものが大分ゐた。後にボルシエキに走つた時計工組合も、アナキステイツクであつた。爾來一ヶ年、労働組合同盟會は、組合運動としても、又一般社會運動としても、相當貢獻するところがあつた。『労働組合』は労働者の自主自治的運

動でなければならぬ」といふ労働者の自覺の第一歩は、あちこちに現れて來た。従つて労働組合同盟會は、東京地方に於ける組合運動の決定的勢力となつた。これは、労働組合統一の野心を抱く友愛會（總同盟）の忍び得るところでない。大正十年六月、「來るべき友愛會大會準備のため、所屬の各組合を整理する必要あること」を表面の理由として、友愛會所屬の四組合は労働組合同盟會から脱退した。同時に機關誌『労働』に「労働組合に歸れ」と題し、社會主義を奉ずる狂燥過激な團體と絶縁する」旨を發表した。かうして組合同盟會は分裂したが、その後、友愛會は内紛を續け、東京聯合會長棚橋小虎は、中島千八等の組織する黑色労働會その他の反噬に、引退を余儀なくされ、たゞ一つの有力な組合電氣及機械鐵工組合は内訌を生じて分裂する等、形勢頗る振はなかつた。

## 三 總聯合の提唱

第一回のメーデーに促されて組織された東京の労働組合同盟會は、第二回のメーデー後、分裂したが、第三回のメーデーは、再び提携聯合の機運を促進した。

大正十一年五月七日の夜、東京月島労働會館にメーデー

報告會が開かれた。その席上、啓明會下中彌三郎から「全國労働組合總聯合の計畫を進めること」といふ提議があり、かかる總聯合の出来ることは望ましいことである、成否に拘らず、我々は誠意を以て、この計畫の進行に協力しやう」といふことに満場一致した。

五月十二日午後七時、同じく月島労働會館に、東京全労働組合の、總聯合問題第一回協議會が開かれた。

出席組合——造機船工労働組合、機械技工組合、純労働者組合、信友會、正進會、交通労働組合、啓明會（以上組合同盟）

東京鐵工組合、電機工組合、洋服技工組合、鶴見造船工組合、横濱造船工組合、總同盟本部（以上總同盟）

芝浦労働組合、本芝労働組合、日本勞技會、工人會、市電相扶會、親睦會、日本労働聯盟（以上單獨組合）其他以上の各組合から代表者五十三名、傍聴者新聞記者等多数。

啓明會の下中彌三郎を座長に推して協議に入り、『總聯合』の形式、組織の單位、個々の組合と地方別、産業別聯合との關係、及び各組合の態度、就中、從來その誠意を疑はれてゐた總同盟の態度等について、忌憚なき意見を交換し、

結局、『總聯合相談會』の名をもつて、全國各組合に案内狀を發することゝなつた。

かくて全國労働組合總聯合の計畫は具體化した。その基礎をなす各労働組合の狀態は如何。簡単に記す必要がある。

## 四 關東地方組合の狀態

初めに記したやうに、東京方面では、組合同盟會から總同盟側が脱退して、とに角對立してゐたが、その後各處に工場を單位とする有力な組合が續々組織された。とりわけ芝浦製作所における芝浦労働組合、池貝鐵工所に於ける本芝労働組合等は、その尤なるものであつた。機械工業は近代工業の精髓であり、従つて労働組合の中心勢力をなすものは機械鐵工である。彼等が漸く自覺して立上る勢は目覺ましかつた。機械鐵工大合同の聲は期せずして昂つた。

この間に處して、（一年程前から）總同盟東京鐵工組合の山本懸藏等は、鐵工大合同の名を藉りて、以上の諸組合を總同盟へ引き入れやうと色々奔走したが失敗した。

又、労働組合同盟會側では、全國的總聯合問題の起る大分前から、その基礎として、先づ職業別、産業別の地方的

聯合を組織することを必要と信じ、その促進に努めてゐた。

大正十一年一月十五日、芝青木亭に、鐵工新年茶話會が開かれた。その席上機械鐵工大合同の議が出て、種々意見交換の結果、一致點を見出し、その後、毎月連続的に數回、合同茶話會を開き、各組合に於ても十分討議し、漸く四月上旬に至つて準備委員を擧げ、努力の結果準備全く成り、『機械勞働組合聯合會』の組織を決定し、創立委員を選出して五月十九日第一回創立委員會を開き、全國的總聯合計畫の漸く熟しつゝあつた六月四日、午後一時から、本所錦絲堀江東雄辯大學で發會式を擧げた。參加組合は、純勞働者組合、機械技工組合、勞技會、本芝勞働組合、陸軍現業員組合、海軍工人會の六組合約二千人、まことに堂々たる陣容であつた。この外、造機船工勞働組合は、大争議の跡始末のため、芝浦勞働組合は、内部の一致全からぬため、加入を保留してゐた。たゞ總同盟側の東京鐵工組合が『合同』なら加はるが、『聯合』では無力だから加はらぬ」といつたのは注目に値する。

印刷工組合信友會と新聞工組合正進會とは、東京印刷工組合（現在の東京印刷工組合ではない）、横濱印刷工組合と共に、印刷工聯合會の組織に着手し、進んで全國印刷工聯

合會を組織する計畫であつた。

## 五 關西地方組合の狀態

關東方面では局面展開の必要に迫られてゐた總同盟も、關西では相當に勢力を持つてゐた。四月三日、大阪天王寺公會堂で開かれた關西同盟會大會の決議中の「名實伴ふ全國的勞働總同盟を作る」といふのが、主として關東方面の必要に應じたものであることは、種々の行きがかりがあつたとはいへ常に大阪鐵工組合を敵視する態度によつても窺はれた。しかし、全國總聯合の計畫に對しては、殆んど關西方面の總同盟側は一致して賛意を表した。その理由は各組合それと違ふにしても。

四月十三日、西部交通勞働同盟本部に、東京信友會の野村、厚田、交通勞働組合の田中、關西自由勞働者組合の石田、西部交通の中川等が集まつて種々運動上の話の末、「大阪の勞働組合聯合會が近頃立消えの姿になつたのは甚だ遺憾だ。せめて東京の組合同盟會のやうなものでも組織しやうではないか」といふことに纏まつた。しかしかやうな提案をしたところで、總同盟側の領會なしには實現の可能性

が乏しいことは明かで、又總同盟が賛成しやうなものも想像に難くない。従つて「東京の組合同盟會のやうなもの」といふことは、「せめて總同盟以外の組合だけでも」といふ意味にもとれる。果してこの計畫に總同盟は反對した。その理由の一つに、「坂本孝三郎君を組合長とする大阪鐵工組合と提携するを好まず」といふのがあつた。この總同盟の態度は、後に至つても、總聯合計畫の進展に屢々妨げをなした。が、兎に角、組合同盟會は、總同盟の反對のため、豫期に反して、或は豫期の如く、中立の立場にあつた向上會も引き入れることが出來ず、小さなものとなつて成立した。參加組合は、

大阪鐵工組合、立憲造船勞働組合、美術友染工組合、京都印友會、日本機械勞働組合、大阪皮革工組合、關西自由勞働者組合。

第一回代議員會を市民館に開き、規約その他を決し、メーデーは東京の組合同盟會と同じ標語を掲げて行ふこと等を決議した。

メーデー後には臨時理事會を開いて、「東京の勞働組合同盟會の主唱せる日本勞働組合全國總聯合には双手を擧げて賛成す」と決議した。

『總聯合』の決裂と其の前後（水沼）

## 六 總聯合計畫漸く進む

メーデー後の社會運動、勞働運動界は、頗る多事であつた。石川島造船所のストライキが終りを告げないうちに、「飢えたるロシアを救へ」の運動が起り、對露非干涉同志會が出来る。又、國際勞働會議否認問題で、勞働代表となつた田澤義輔が毆られる。一方特殊部落民解放の運動が漸く盛んになつて、水平社が各地に組織された。その外いたる處に起つた勞資の鬭争は數へ切れない。

その間に、總聯合の計畫は着々と進んだ。五月十二日總同盟特別委員會開催後、各組合領會の下に、組合同盟會、總同盟は、數回に亘つて協同打合せ會を開いた結果、次の規約草案を作成した。

### ●總聯合規約草案

#### 第一章 總則

第一條 本聯合は日本勞働組合聯合と稱し、本部を東京市内に置く  
第二條 本聯合は全國的及地方的各種産業並に職業組合を以て組織す。但し組合員五十名以上たることを要す。

第三條 本聯合の目的は左の三項とす。  
(一) 勞働組合共通の意志表示。

- (二) 労働組合組織の促進。
- (三) 労働組合の國際的連絡。

## 第二章 機關

第四條 本聯合の機關を分ちて左の三種とす。

- (一) 大會 (二) 理事會 (三) 地方理事會
- 大會は代議員を以て組織し毎年一回若くは理事會が必要と認めたる場合之を開催す。代議員は組合員五十名毎に一名の割合を以て選出す。
- (一) 理事會は大會の決議を實行し尙臨機の處置を取るものとす。理事は各組合より一名を選出す。
  - (二) 地方理事會は各地方に於て必要に應じ之れを開催す。
  - (三) 理事は互選によりて常任理事を擧げ事務を分擔せしむることを得。

## 第三章 會計

第六條 本聯合の會費は組合員五十名毎に一ヶ月金二十錢の割合を以て釀出す。

第七條 本聯合の會計年度は四月一日より翌年三月末日を以て終り大會の審査を経て之を公表す

## 第四章 加盟及脱退

第八條 加盟を勧誘し或は加盟申込みの諾否を決する場合は理事三分の二以上の同意を要し、尙大會の承認を要す。

第九條 加盟組合は何時にても脱退することを得。

第十條 本聯合は理事三分の二の同意、又は大會の決議を以て加盟

が出来ないと。

しかしこれは、労働者に新社會組織についてののはつきりした觀念がないと云ふことよりも寧ろ、自分の事はすべて飽くまでも自分でするといふ、本當にしっかりと自主心がないからではあるまいか。

たとへば、よし労働者に新社會組織の觀念がないにしても、自ら舊社會の破壊と共に新社會の建設にも與りさへすれば、その革命の主人になることが出来る譯だ。又、よし労働者がその觀念を持つてゐるにしても、それが他人の智慧で造つて貰つたものであれば、その革命の本當の主人にはなれない譯だ。それから又、よしその觀念があるにしても、その建設は人任せにすることが出来る譯だ。

従つて、労働者が本當に革命の主人となるためには、自分等のための新社會を造るためには、何よりも先づ、労働者の解放は労働者自らが成就すると云ふ、自主心の徹底に努めなければならぬ。……

更に、大杉榮等の信するところによれば、  
「労働組合運動が大體に於て今日の資本主義制度の××にまで導かれることは認める。しかしそれが、如何にして舊きものを破壊し、如何にして新しきものを建設して行く

組合に對して脱退を勧告し或は除名することを得。

## 附 則

第十一條 本規約は大正十一年 月より實施す。

以上の草案を添へて各 合へ加盟勧誘狀を發することゝなつたが、この原案について關西の總同盟で修正の意があると傳へられた。最後の打合せ會を、八月廿四日、芝總同盟本部に開いて次の諸事項を決定した。

最後の打合せ會を、八月廿四日、芝總同盟本部に開いて次の諸事項を決定した。

(一) 加盟を勧誘する組合の範圍。

(二) 準備委員會を開くこと。

九月十日午後一時、東京神田松本亭に於て。委員各組合一名。

この外尙諸般の打合せを了し、今は準備委員會の開催を待つばかりになつた。

## 七 「總聯合」と無政府主義

無政府主義者の中で、「總聯合」に最も力を注いだのは大杉榮等であつた。彼等の信するところによれば、

「クロボトキンはよくいつた。労働者は先づ、その建設しやうとする將來社會についての、はつきりした觀念を持たなければならぬ。この觀念をしつかりとつかんでゐない労働者は、革命の道具にはなるが、その主人にはなること

かは、豫め定め得べき必然の道を進むるものでない。その進道の道は、組合運動そのものゝ中の種々な傾向の關係、及びそれと組合運動以外の種々な傾向との關係によつて、決定さるべきものである。その一切の條件が未知か不可知かである間は、その決定は偶然的とも見ることの出来る程の蓋然的のものでなければならぬ。

いはゆる科學的社會主義の必然論の定式たる生産方法云々は、單にそれ等の諸傾向を實現させ得べき可能性を齎らすもので、その諸傾向の中の、どれを實現させるかの、豫め定め得べき必然性を持ち來たすものでない。

資本主義制度寂滅後の新社會は、諸條件の置かれやう次第で、殆んど荒ゆる社會的理想の、どの社會でもあり得る。

労働組合の進化としてもやはり同じことだ。その將來は豫め定められてゐない。

労働組合運動は、それ自身の中に、又一般社會の中に、何等かの建設的傾向を確立して行く一大方法である。しかしそのいはゆる建設的傾向が、そのまま新社會の基礎そのものになる程の、十分な發達を遂げるといふ、その『十分な發達』の程度如何は、これまた豫め決定することが出来ない。又恐らくは社會は、このいはゆる『十分な發達』に

余程遠い以前に壊滅されるだらう。

そこで僕等の労働運動の方法は、先づ僕等自身の傾向と一致する傾向をその中に求めてそれを助長することにある。その傾向の極力的助長にある。」

日本の労働組合運動にとつては、劃時代的な『總聯合』計畫に對して、大杉等は平素以上の熱意を以て臨んだ。總聯合の計畫に携はつてゐる組合の中で、常に自主的運動を高調してゐた『信友』『正進』兩組合は、彼等と一致する傾向を最も多くもつてゐた。個人的にも知己が多かつた。總聯合計畫の初頭から、決裂後に至るまで、尙その後、『信友』『正進』を主とする自由聯合派の主張を、彼等は、極力支持し、應援した。殊に中央集權を主張する總同盟を理論的に支持して、自己の指導權を確立しやうとするボルシェキ一派に對して、猛烈な論陣を布いて戦つた。

## 八 自由聯合主義の運動

『總聯合』規約の原案は、數回の打合せ會で一先づ決定したものの、前途はまだ樂觀を容さない。總同盟側は、總同盟を踏台にして労働組合の指導權を獲得しやうとするボ

ルシエキの應援を利用し、その理論的支持を得て、初め言明した「種々異なる傾向をもつ組合を包容するのだから、初めの中は東京の組合同盟會のやうな組織で進めやう」といふことは忘れたかのやうに、『總聯合』を中央集權組織とし、總同盟によつて全國労働組合に對する指導權を確立しやうとする野望を露骨に示すやうになつた。これに對して自由聯合組織を主張する『信友』『正進』兩組合の有志は、『労働組合全國總聯合に就いて、階級闘争の戦士たる全國組合運動者諸君に告ぐ』といふ標題の小冊子を發行し、中央集權主義を排撃した。曰く、

〔前略〕——若し労働者の中に、他の労働者を自分の利益のために犠牲とするところの資本家的精神や、權力で人を支配しやうとする支配階級的精神から脱却してゐなければ、よし今すぐに資本家を倒すことが出来ても、それは徳川の天下が薩長閥の天下になつたと同じことだ。若し労働組合の全國的總聯合を企てた各労働組合の人々の中で、何か利己的の野心を持てゐたり、又利己的の理由でこれを妨げやうとするものがあつたならば、それは労働者の皮を被つた資本主義者として、先づ第一に排斥しなければならぬ。——〔中略〕——總聯合の組織は、大體、最高の機關

をこしらへて總てその指揮命令に従はうとする中央集權的台同と、各組合から代表者を出して共通の問題を協議し解決して行かうとする自由組合聯合との、二つに分けられる。

そこで今の労働組合が、それ／＼自主的に組織されてゐるとすれば、如何に少數の野心家や、他に目的を持てゐる人達が希望したところで、中央集權的台同は不可能と見る外はない。又無理に形式だけ中央集權にして見たところで事實上何の實力もない今の労働組合の幹部に、これが實行される譯のものではない。これを強ひて行ふためには、必ず軍隊か、警察か、さもなければ金の力が要る。かう云ふ組織を主張する人達は、權力で人を支配することを悪いと思はない人達で、丁度金の力で人を支配することを悪いと思はない資本家同様だ。勞農ロシアの労働組合が、ボルシェキ自身も認めてゐる通り、官僚的に墮落したことや、強制的に加入させてゐるにも拘らず、一般組合員の離反する傾向が多いのは、中央集權組織そのものが労働者解放運動の精神に反くからだ。我々はそんな組織は斷乎として排斥する。然らば我々は何んな組織を欲するかと言ふに、今、万々に別れてゐる職業的又は産業的の労働組合が労働者の

『總聯合』の決裂と其の前後 (水沼)

實際の必要の上から聯合するのならば、先づ同じ地方で同じ産業に従事してゐるものから始まるのが自然で、又それが一番強い聯合體の單位にある。その地方的の同一産業の組合聯合が幾つも集まつて地方的の大聯合をする。一方は同一産業組合が更に全國的に聯合する、それ等のすべてが集まつて初めて労働組合の全國的總聯合といふものになる。そして、この共通の問題は進んで一致協力して解決に努め、單獨の問題は自身で解決する覺悟と力を持つ組合の、自由聯合の組織こそ、眞に我々の望むところのものだ。

我々は、我々の理想する社會の芽生えを先づ我々自身の團體の中につくつて行くことが何よりも必要だ。以上の趣意のパンフレットを各組合に送つて領會につとめると共に、總同盟側に對しても、考慮と賛同を求めた。進んで九月九日、組合同盟、機械聯合、及び準備委員會に出席するために上京した大阪組合同盟の委員は、協議會を開き

▼今までの小感情を捨て、成るべく譲歩し、出来るだけ『總聯合』成立に努めること。

▼但し『總聯合』を中央集權的に組織し、少數幹部に權力を握らすやうな主張に對しては極力争ふこと。

▼機械聯合會は、「同一産業又ハ職業組合ガ同一地方ニ二ツ以上加  
盟シタ場合之レガ聯合ヲ組織スベキコト」を主張する。ガそれが  
ため「總聯合」に支障を及ぼす恐れがあるときは、「原則トシテ」  
の五字を「へて規約の中に挿入せよといふに止めて置くこと。  
等を申し合せて、準備委員會に臨むことになつた。

### 九 總聯合創立準備委員會

總聯合創立準備委員會は、豫定の如く、九月十日午後一  
時、東京神田、松本亭に開かれた。出席した組合と委員  
は、

純労働者組合 俵次雄、日本機械技工組合 杉浦啓一、陸軍  
現業員組合 伊藤、造船船工労働組合 山田文夫、信友會 水沼辰  
夫、正進會和田榮太郎、神奈川大工組合 山田關造、電気工  
組合 内田藤七、横濱造船工組合 松岡駒吉、東京鐵工組合 中  
島千八、日本鑄夫總聯合 加藤勘十、紡織労働組合 太刀川、  
荏原労働組合 長田八十八、洋服技工組合 小原源一、芝浦勞  
働組合 石井紀唱、時計工組合 渡邊滿三、本芝労働組合 高山  
久藏、市電相夫會 島上勝次郎、工人會 久保次郎、日本勞技  
宇野信次郎（以上關東）

中部労働組合聯合會 荒谷宗治、名古屋労働者協會 尾澤健  
一、名古屋自由労働者組合 山崎常吉（以上名古屋）

したので、選挙となり、依次雄滿場一致で當選、直ちに議  
事に入る。

規約草案の審議に入る前、塚本重造から、會議の順序を  
變更する動議が出て成立し、大會場所、期日、大會委員、  
費用豫算等を決することとなり、

- 一、大會場所 大阪
- 二、會場 大阪委員に一任
- 三、大會委員 大阪側に一任
- 四、日時 九月廿日午前九時
- 五、大會費用 大阪側の負擔
- 六、旅費 各組合負擔

と決定した。これについては東京側から種々異論も出たが  
結局纏つた。

次に、西尾末廣の「代議員選出方法につき、規約草案逐  
條審議の前に協議したし」との動議成立、結局、創立大會  
出席の委員數は、

組合員二百名以下一名、五百名以下二名、千名以下三名、千名以  
上毎に一名。

と決定した。

かくて規約草案の逐條審議に入り、第一條は異議なく決

『總聯合』の決裂と其の前後（水沼）

向上會 八木信一、大阪鐵工組合 坂本孝三郎、造船工組合  
尾關憲城、大阪造船労働組合 西尾末廣、大阪機械労働組合  
塚本重造（以上大阪）

この外、出席委員に委任した組合は、

合同労働組合、尼ヶ崎合同労働組合、電線工組合、伸銅工  
組合、勞正會、電業員組合、大阪印刷工組合、大阪新聞工  
組合、西部交通労働同盟、因島労働組合、大阪通信労働組  
合（以上大阪）、造船労働組合、合同労働組合、ゴム工組  
合、輪竹工組合、機械労働組合（以上神戸）、合同組合、日  
新電気工組合、京都印刷工組合（以上京都）、京城労働組合  
（朝鮮）、WP労働組合（名古屋）、野田聯合——蕪職組合、  
木工組合、製樽工組合、醸造工組合、桶工組合（以上千葉）、  
草津労働組合。以上。

なほ委員の外、各組合員八十余名、傍聴者三十余名出席  
し、その筋の警戒も頗る嚴重で階下には百余の正服巡查が  
かくされてあつたと傳へられる。

正一時開會し、組合の資格、組合員數、出席代表者の調  
査等が済んで、各組合一名の委員着席、俵次雄、招待團體  
を代表して挨拶を述べ、松岡駒吉、「總聯合」の經過を報告  
し、次いで豫選されてゐた立田泰、病氣の故で議長を辭退

定したが、第二條（組合の資格）について總同盟から西尾  
末廣によつて次の修正案が提出された。

第二條 五十名以上ノ組合員ヲ有シ、労働條件ノ維持改善並ニ社  
會改造ヲ目的トスル職業別又ハ産業別ノ闘争團體ヲ以テ組織ス  
ルコト

これについて提案者の説明によれば「労働條件の維持改  
善と社會改造との二つの目的の何れを缺いても加盟の資格  
はない、且つその目的を闘争的手段によつて達することを  
明白にしなければ加盟の資格はない」といふ。

これに對して組合同盟側の水沼辰夫は、今加盟せんとし  
てゐる組合の中に、「労働條件の維持改善」のみを目的とす  
るものもあり、明白に「闘争團體」と言明し得ないものも  
あり、「總聯合」が當然それ等を包容しやうとするもので  
ある以上、「並に」を「又は」とし、「闘争」を削除すべし、  
と主張した。

又、機械聯合側は、前夜の協議通り、第二條に但し書を  
附けることを提議した。そして結局、別項規約草案のやう  
に決した。

第三條、第四條は異議なく決し、更に第六條以下もすべ  
て可決したが、第五條に就て會議は紛糾した。第五條は第

二條と相並んで『總聯合』組織の根本となるべきもの、原案第五條の二の二項

理事ハ各組合ヨリ一名ヲ選出ス

に對し、松岡駒吉は總同盟側を代表して、

理事ハ若干名(十五名)ヲ地方別ニ選舉區ヲ設ケテ選出スベシ

といふ修正案を出した。東京大阪の組合同盟と機械聯合は原案を支持した。双方の主張するところは、

總同盟——各組合から一名の理事を出したのでは、理事會を開く機會は一年に一回か二回しかないから到底事務の進捗は期せられない、且つ理事多ければ互に實行の責任を轉嫁するの恐れさへなきにしも非ず、況して理事會の任務が主として大會決議の實行にある以上は加盟組合全部に一々協議する必要はない。」

既に『總聯合』の最高幹部にでもなつたやうな口吻である。組合同盟及び機械聯合——「理事會は必ずしも全部が一ヶ所に集まる必要はない、問題の輕重に應じ、或は文書の往復を以てし、或は特に少數の委員を擧げて各地方の意向を齎して一箇所に集まつてもいい、平常の事務に至つては

少數の常任理事に委託すれば修正案の目的は達せられる。單なる便宜のために、大多數の組合が大會から大會まで發言の機會を持たないといふ組織にすることは、現在それぞれ聯合體があるにも拘らず、各組合が一單位となつて聯合するといふ『總聯合』の根本精神を覆へすものではないか。理事を出せない組合にとつては聯合でなくて隸屬ではないか。」

論戰一時間餘、修正案の撤回によつて一先づおさまつた。か、これは問題の解決を大會まで延期したに過ぎない。かくて大會に附議される規約草案は次の如くきまつた。

### ●總聯合規約草案

#### 第一章 總則

- 第一條 本聯合ハ日本勞働組合聯合ト稱シ本部ヲ東京ニ置ク
- 第二條 本聯合ハ五十名以上ノ組合員ヲ有スル勞働條件ノ維持改善並ニ社會改造ヲ目的トスル勞働者ノ職業的又ハ産業的鬭争團體タルコト、但シ本聯合ニ同一産業又ハ同一職業組合ニツテ以上加盟セルトキハ地方的及ビ全國的産業別聯合ヲ組織スルコトヲ原則トスルモノトス
- 第三條 本聯合ハ各組合ノ自主權ヲ犯スコトヲ得ズ
- 第四條 本聯合ノ目的ハ左ノ三項トス

- (一) 勞働組合共通ノ意志表示
- (二) 勞働組合組織ノ促進
- (三) 勞働組合ノ國際的聯絡

#### 第二章 機關

第五條 本聯合ノ機關ヲ分チテ左ノ三種トス

- (一) 大會、(二) 理事會、(三) 地方理事會
- (一) 大會ハ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回若クハ理事會ガ必要ト認メタル時之ヲ開催ス。代議員ハ組合員五十名以上二百名迄一名、二百名ヨリ五百名迄二名、五百名以上千名迄三名、千名以上千名ヲ増ス毎ニ一名ヲ増ス
- (二) 理事會ハ大會ノ決議ヲ實行シ尙臨機ノ處置ヲ執ルモノトス

理事ハ各組合ヨリ一名ヲ選出ス

(三) 地方理事會ハ各地方ニ於テ必要ニ應ジテ之ヲ開催ス

第六條 理事ハ互選ニヨリテ常任理事ヲ舉ゲ事務ヲ分擔セシムルコトヲ得

#### 第三章 會計

第七條 本聯合ノ會計ハ代議員一名ニ付三十錢ノ割合ヲ以テ醸出ス

第八條 本聯合ノ會計年度ハ一月一日ヨリ同年十二月末日ヲ以テ終リ大會ノ審査ヲ經テ之ヲ公表ス

#### 第四章 加盟及脱退

第九條 理事會三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ加盟及脱退ヲ勸告シ又ハ大會マデノ間假リニ加盟ヲ承認スルコトヲ得

### 十 大會前の形勢

第十條 加盟組合ハ何時ニテモ脱退スルコトヲ得

第十一條 大會ハ三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ加盟ヲ承認シ又ハ除名スルコトヲ得

第十二條 (附則) 略。

九月廿九日、大阪天王寺の組合同盟會事務所に於て開かれた自由聯合派の協議會に漂つてゐた空氣は、明日の大會が果して無事に始終するかどうかを懸念させた。それは前日總同盟側の弄した小策が、餘りに醜いものであつたからだ。總同盟側は、『鐵工機械工關係の全國的懇親會』の名の下に、組合同盟や機械聯合側の結束を亂さうとした。機械聯合の代議員はこの小策では乗らなかつた。芝浦や清機船の代議員もこの離間策を苦々しく思つた。そして『反總同盟』の氣分が濃厚になつた。

信友會の代議員が、この『總聯合會』を認めるために、西尾案を加味した修正案を出さうではないかといつて、

一、大會及び地方大會ハ決議機關トシ、代議員ハ組合員數ニ比例スル

二、理事會及び地方理事會ハ執行機關トシ一組合一理事トスル

といふ妥協案を作成したのに對し、その必要なしとして、

あくまで機械聯合の修正案

- 一、一組合一理事
- 二、理事會ハ地方別ニ開ク
- 三、不一致ノ場合ハ常任理事ガ折衷案ヲ作成シ理事會ノ承認ヲ經テ執行スル

といふのを固執するに決した。更に芝浦労働及び正進の代議員からは、「大會の票決権をも一組合一票主義によるべきものたること」の意見さへ出た。

## 十一 總聯合大會中止解散を命ぜらる

日本の労働組合運動にとつて記念すべき日、九月三十日は来た。自由聯合派の代議員、組合有志、その他、百余名は組合同盟會の事務所から、隊伍堂々、労働歌を高唱しつゝ、會場たる天王寺公會堂へ乗り込んだ。代議員、所屬組合、次の如し。

稻生松太郎、和田榮太郎（正進會）、渡邊滿三（時計工聯合）、南芳雄（自由労働者同盟）、島上勝次郎（市電相扶會）、坪井専次郎、山田 文夫（造船船工勞）、戸澤仁三郎、依次雄（純労働者）、熊田國吉、水野（工人會）、水沼辰夫、小野源之助（信友會）、杉浦啓一、佐藤護郎（機械技工）、石井紀

唱、佐藤陽一、天土松太郎（芝浦労働）、高山久藏、神田明德（本芝労働）、佐藤忠藏、宇野信次郎（勞技會）、以上東京後藤田正毅（造船）、坂本孝三郎、尾關憲城（大阪鐵工）、其他【以上大阪】

總同盟側その他の重な代議員次の如し。

松岡駒吉、高田和逸、横石信一、内田藤七、小原源一、【以上關東】、西尾末廣、塚本重造、平井美人、野田律太、中村義明、辻井民之助、奥村甚之助、半谷玉治、藤岡文六、青柿善一郎、八木信一、河村保太郎【以上關西】、荒谷宗治【名古屋】。

この日、總同盟の態度は事毎に破壊的だつた。會議に先だち傍聴者の座席問題で揉めた。總同盟側は「代議員以外の者は全部二階へ上げろ」といふ。組合同盟側は「顧問格で出席した組合の幹部は代議員の傍へおかう」と主張し、押問答の末、總同盟は「それで悪ければ會議を開くのを止めやう」といふに至つた。組合同盟側は譲歩した。

代議員點呼、資格審査を了へて、大阪向上會八木信一を議長に推し、規約の審議に入つた。

第一條は可決した。

第二條の本文は「労働條件の維持改善」のみを目的とす

る組合も加盟し得るやうに字句を修正する『水沼案』が可決したが、その但書に至つて大論戰を惹起した。

但シ同一職業又ハ産業組合ニツ以上加盟セル時ハ、地方的又ハ全國的聯合ヲ組織スルノトス

といふ、機械聯合、組合同盟を代表するところの『水沼案』に對し、總同盟を代表する『平井案』

但シ同一職業又ハ産業組合ニツ以上加盟セル時ハ、合同ヲ目的トスル全國的聯合ヲ組織スルコト

が提出された。これに賛成した中村義明は「労働組合は資本主義の發達に沿つて發達すべきで、その偉力を示すためには中央集權組織ならざるべからず、従つて組合は合同を目的としなくてはならぬ」と主張し、總同盟側はこれに大拍手を送つた。これに對し宇野信次郎、その非を鳴らし「『水沼案』を支持した。然るに總同盟の一部から、横石信一の名を以て、以上の兩案に對して次の別案が提出された。

但シ同一産業又ハ職業組合ニツ以上加盟セルトキハ、合同ハ前提トシテ、地方的又ハ全國的聯合ヲ組織スルコトこれには高田和逸の賛成演説があつた。「我々は中央集權に反對する、が合同必ずしも中央集權ではない。」

總同盟側は、『平井案』と『横石案』とが同趣旨だといつて平井案を撤回し、「横石案を極力支持する、これ以外の如何なる案にも斷じて反對だ」といひ切つた。かくて休憩懇談といふことになつた。

水沼案と横石案とは、「合同を前提とする」の八字を入れるかどうかの相違に過ぎない。しかもこれが重大な暗礁となつたのは、後の理事選出問題とも關聯するからであり、東京の組合同盟や機械聯合としては代議員の權限問題も起るからである。勢の趨くところ決裂もし兼ねまじき有様を察した組合同盟側は、唯一の妥協策として、「異論のある兩案を一時撤回し、各派一致して得た原案を可決して議事を進めやうではないか」と提議した。熱狂し昂奮して理否の辨別を失つた總同盟側は、この提議を排し、「横石案を撤回することは出来ない」と頑張つた。

こゝに於て、組合同盟側は、是非なく「水沼案を極力支持しやう、萬一これがため決裂しやうとも、本意ではないが已むを得ない。一縷の望みは決裂を賭する熱心を以て總同盟の反省を促すにある」といふことに一決した。

再開劈頭、坪井専次郎より水沼案賛成の演説あり、これに對して辻井民之助の横石案賛成の意見が出た。機械聯

合、組合同盟からは我も我もと『議長』を叫んだ。總同盟側の傍聴席からは絶へず猛烈な妨害的野次が飛ばされた。

風雲漸く急ならんとした時、突如、官憲によつて會議の中止と解散を命ぜられた。「官憲横暴！」理由を云へ！」等の怒號が起つた。傍聴席からは續々檢束される。代議員渡邊滿三は一度檢束された。

## 十二 總同盟『總聯合の決裂』を宣言す

會議は權力によつて中斷された。組合同盟側は、議長八木信一を通じて、「會議の續行を圖る方法を講ずること」、それが不可能ならば「適當の結末をつけるため協議すること」を提議した。そして『全國の勞働者諸君に告ぐ』と題し、自由聯合の主張を述べた宣言を發した。

然るに議長八木信一からは、自由聯合派に對しては何の挨拶もなく、總同盟から『決裂』の宣言が發せられた。かくて遂に『勞働組合全國的總聯合』は不成立に了つた。

## 十三 決裂後の形勢

『總聯合』の決裂を一段落として、自由聯合主義の運動は

一層高められた。組合同盟側の印刷工聯合會、機械聯合會に屬する人々は、自己の陣容を整備すると共に、雜誌『組合運動』を發刊し、關西の組合同盟會と呼應して自由聯合主義を鼓吹し、その普及に努めた。

大杉榮等は『勞働運動』によつて、ボルシエキの「中央集權獨裁主義」にあたり、總同盟の「組合帝國主義」を難じ、自由聯合派の「理想的現實主義」を助長するに努めた。その間、大杉榮は大正十一年十一月、國際無政府主義大會に出席するため秘かに渡歐し、十二年五月、フランスのパリでメーデー示威運動に参加し、囚はれて送還された。

望月桂等は『勞働者』、『小作人』等によつて、前人未踏の地に鉞を入れ、加藤一夫、石黒銳一郎等は『自由人』によつて虚無的アナキズムの運動を進めつつあつた。この形勢は、十二年八月までつゞいた(終り)